

第3期古賀市障害福祉計画(案) パブリック・コメント実施後の修正箇所

		パブリック・コメント実施後	パブリック・コメント実施前
1	目次	※注意事項 紙面上、「障害」と「障がい」が混在しているのは、 <u>法令や法令上の規定</u> 、固有名詞については「障害」を使用しているためです。	※注意事項 紙面上、「障害」と「障がい」が混在しているのは、 <u>法律上の固有名詞</u> については「障害」を使用しているためです。
	理由	第4次古賀市総合振興計画の表記内容に合わせるため。	
2	1、計画の位置づけ (1ページ7行目)	障害者福祉プラン・こが ・障害者基本法第11条第3項に基づく計画 ・計画の内容:基本理念、基本方針、施策の方向性、重点施策 ※他分野にわたる計画として古賀市総合振興計画と整合を図った計画	障害者福祉プラン・こが ・障害者基本法第9条第3項に基づく計画 ・計画の内容:基本理念、基本方針、施策の方向性、重点施策 ※他分野にわたる計画として古賀市総合振興計画と整合性を図った計画
	理由	引用部分である障害者基本法改正に伴い、条項を修正するもの。	
3	2、古賀市の障がい者の状況 (3ページグラフ)	■精神 ■療育(知的) ■身体	■精神 ■知的(療育) ■身体
	理由	手帳の種類に統一するため。	
4	※障害福祉サービスの概要 (参考) (8ページ21行目)	コミュニケーション支援事業 聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、 <u>手話通訳</u> の派遣を行います。	コミュニケーション支援事業 聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、 <u>手話通訳</u> の派遣を行います。
	理由	漢字表記誤りにより訂正。	
5	5、取組みの体制 (9ページ10行目)	障害者地域支援ネットワーク協議会を中心に関係機関等との連携を一層強化していくことで、障がいがあっても、地域で生きがいを持って暮らせるよう、安全で安心して生活できる環境を築いていきます。	障害者地域支援ネットワーク協議会を中心に関係機関等との連携を一層強化していくことで、障がいがあっても、地域で普通に暮らせるよう、安全で安心して生活できる環境を築いていきます。
	理由	「障害者福祉プラン・こが」の表記内容に合わせるため。	
6	9、取組みの体制 (9ページ表)	就業・生活支援センター「 <u>ちどり</u> 」 障害者生活支援センター「 <u>咲</u> 」 地域活動支援センター「 <u>みどり</u> 」	就業・生活支援センター <u>ちどり</u> 障害者生活支援センター <u>咲</u> 地域活動支援センター <u>みどり</u>
	理由	固有名詞にカッコを付け表記するため。	

パブリック・コメントの実施結果について

平成24年4月2日

古賀市福祉課

(障害者福祉係)

パブリック・コメント手続きを実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱（平成20年3月告示第20号）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1)政策等の題名	第3期古賀市障害福祉計画（案）
(2)パブリック・コメント手続の実施期間 （政策等の案の公表日）	平成24年3月1日から3月30日まで （平成24年3月1日）
(3)提出意見等	ありませんでした。
(4)政策等の案からの変更点及び理由	別紙のとおり

本件に関するお問い合わせ先

古賀市福祉課 障害者福祉係（電話092-942-1150）

出会うことから始めよう！

第3期古賀市障害福祉計画

平成24年度～平成26年度



ビッキークラブの仲間
たちの作品

平成24年3月

古賀市

目次

1、計画の位置づけ	1
2、古賀市の障がい者の状況	3
3、障害福祉サービス量の目標と見込み	4
4、数値目標の設定	6
5、取組みの体制	9

※注意事項

紙面上、「障害」と「障がい」が混在しているのは、法令や法令上の規定、固有名詞については「障害」を使用しているためです。

第3期古賀市障害福祉計画

平成24年3月

編集・発行／古賀市（保健福祉部福祉課）

〒811-3116

福岡県古賀市庄205番地

TEL 092-942-1150

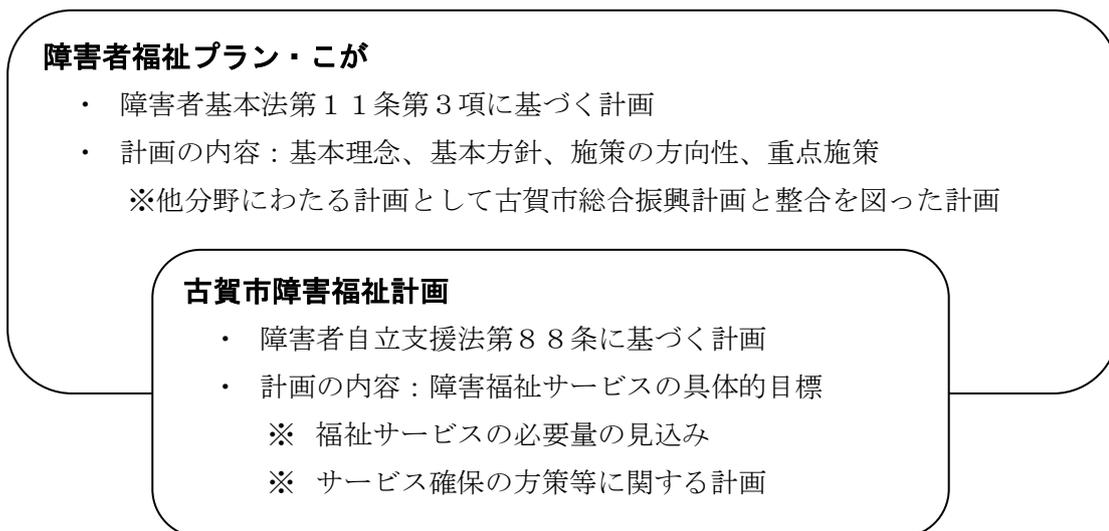
FAX 092-942-1154

1、計画の位置づけ

●古賀市障害福祉計画とは

古賀市の障がい者施策にかかる基本の方針を定めた『障害者福祉プラン・こが』の方針を踏まえ、具体的な障害福祉サービスの量を見込み、その提供体制についての計画をしたものが『古賀市障害福祉計画』です。

●『障害者福祉プラン・こが』と『古賀市障害福祉計画』の関係



●計画期間

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
障害者基本法	障害者福祉プラン・こが H17～H21					第2期障害者福祉プラン・こが H22～H26				
障害者自立支援法	古賀市障害福祉計画 H18～H20			第2期古賀市障害福祉計画 H21～H23			第3期古賀市障害福祉計画 H24～H26			

●障害者自立支援法の改正と今後の動向

平成22年12月「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。この整備法によって利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化など障害者自立支援法の一部が改正されました。

また、国は平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備を内容とする障害者総合福祉法（仮称）の制定を目指すこととし、平成23年8月に、内閣府の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において新たな法制度の骨格提言がなされました。

その後、平成24年2月に厚生労働省から障害者自立支援法の改正案が示され、今後、国会に改正案が提出される予定になっています。

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)

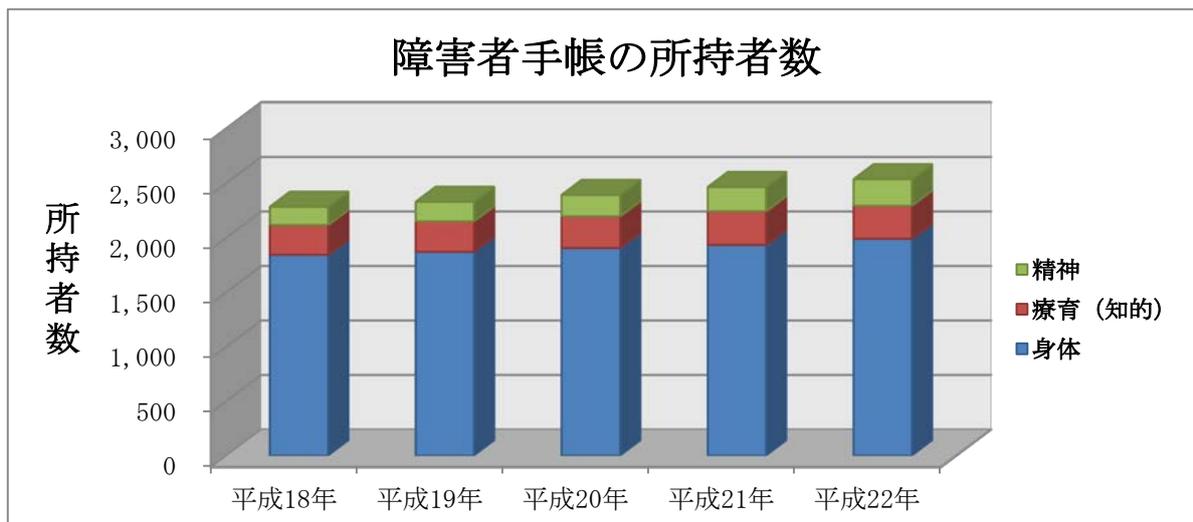
障がい者制度改革推進会議
第35回(H23.9.26) 資料2

障害者総合福祉法の6つのポイント		
1. 障害のない市民との平等と公平	2. 谷間や空白の解消	3. 格差の是正
4. 放置できない社会問題の解決	5. 本人のニーズにあった支援サービス	6. 安定した予算の確保

I. 障害者総合福祉法の骨格提言			II. 障害者総合福祉法の制定と実施への道程	
1. 法の理念・目的・範囲 ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。 ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。 ・地域で自立した生活を営む権利。	2. 障害(者)の範囲 ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。 ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。	3. 選択と決定(支給決定) ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。 ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。 ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。 ・合議機関の設置と不服申立。	1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題 ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。 2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題 ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。 ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。 3. 障害者総合福祉法の円滑な実施 ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。 4. 財政のあり方 ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。 ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。 ・財政の地域間格差の是正を図る。 ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。 ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。 ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。 ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。	
4. 支援(サービス)体系 ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。 ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。	5. 地域移行 ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。 ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。 ・ピアサポーターの活用。	6. 地域生活の基盤整備 ・計画的な推進のため地域基盤整備10年戦略策定の法定化。 ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。 ・地域生活支援協議会の設置。		
7. 利用者負担 ・食料費や光熱水費等は自己負担とする。 ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。	8. 相談支援 ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。 ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。 ・複合的な相談支援体制の整備。	9. 権利擁護 ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。 ・オンブズパーソン制度の創設。 ・虐待の防止と早期発見。		
10. 報酬と人材確保 ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。 ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。	III. 関連する他の法律や分野との関係			
1. 医療 ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。 ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。		2. 障害児 ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。 ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。		3. 労働と雇用 ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。 ・労働と福祉の一体的展開。

2、古賀市の障がい者の状況

●障がい者数の推移



障害者手帳所持者数は、各障がいとも増加傾向にあります。身体障害者手帳は所持者の64%が65歳以上の高齢者となっています。療育手帳は、19歳以下の所持者数が増加しています。精神障害者保健福祉手帳については、20歳～64歳の所持者数が増加しています。

年齢構成別の推移

(身体障害者手帳)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
0～19 歳	52	53	54	53	47
20～64 歳	713	695	696	690	670
65 歳以上	1,079	1,122	1,156	1,191	1,273
合 計	1,844	1,870	1,906	1,934	1,990

(療育手帳)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
0～19 歳	91	95	97	108	71
20～64 歳	165	169	178	188	217
65 歳以上	17	17	16	13	13
合 計	273	281	291	309	301

(精神保健福祉手帳)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
0～19 歳	5	6	7	7	10
20～64 歳	122	152	164	186	213
65 歳以上	27	21	25	29	20
合 計	154	179	196	222	243

3、第3期障害福祉計画におけるサービス見込み量について

平成21年度から平成23年度までの実績を踏まえ、平成26年度までの障害福祉サービスの見込み量を設定します。

・障害福祉サービス事業の見込み量

サービス名	単位	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護等	時間分	839	1,097	1,131	1,165
	(利用者数:人)	48	61	63	65
居宅介護	時間分	737	756	776	796
重度訪問介護	時間分	0	75	75	75
同行援護	時間分	102	116	130	144
行動援護	時間分	0	50	50	50
重度障害者等包括支援	時間分	0	100	100	100
生活介護	人日分	2,116	2,185	2,254	2,323
	(利用者数:人)	92	95	98	101
自立訓練(機能訓練)	人日分	115	69	115	115
	(利用者数:人)	5	3	5	5
自立訓練(生活訓練)	人日分	161	184	92	92
	(利用者数:人)	7	8	4	4
就労移行支援	人日分	506	575	575	713
	(利用者数:人)	22	25	25	31
就労継続支援(A型)	人日分	46	230	253	299
	(利用者数:人)	2	10	11	13
就労継続支援(B型)	人日分	709	1,265	1,679	1,771
	(利用者数:人)	49	55	73	77
療養介護	人	0	7	7	8
短期入所	人日分	67	69	71	73
	(利用者数:人)	34	35	36	37
共同生活援助等	人	15	16	17	18
	共同生活介護	人	9	10	11
	共同生活援助	人	6	6	7
施設入所支援	人	70	69	68	67
相談支援	人		302	315	332
	計画相談支援	人	255	266	281
	地域移行支援	人	35	36	37
	地域定着支援	人	12	13	14

「時間分」…月間のサービス提供時間

「人日分」…「月間の利用人員(実人員)」×「一人一月当たりの平均利用日数」

「人分」…月間の利用人員(実人員)

・ 地域生活支援事業の見込み量

サービス名	単 位	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援	件	63	69	76	84
コミュニケーション支援	(利用者数:人)	8	8	8	8
日常生活用具給付	件	885	900	923	946
移動支援	実施箇所数	21	21	21	21
	(利用者数:人)	35	36	37	38
地域活動支援センター	実施箇所数	3	3	3	3
	(利用者数:人)	7	7	7	7
日中一時支援	実施箇所数	22	22	22	22
	(利用者数:人)	57	58	60	62

※平成 25 年に予定されている法改正を踏まえて見込み量は設定しておりません。今後の国の動向により、見直しを行う場合があります。



4、計画の数値目標の設定

国の基本指針に定められた数値目標について、古賀市の考え方を示します。

1. 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ①平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数（A 欄）のうち 3 割以上を地域移行すること。
- ②平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数（A 欄）から 1 割以上削減すること。

【古賀市の考え方】

施設入所支援サービスの利用者については、障がい者本人、その家族の意向を考慮しながら、グループホームやケアホームへの移行を進めていきます。しかし、施設入所支援サービスは必要な方への対応は引き続き実施すべきであることから、平成 26 年度末の入所者数は平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数を据え置くこととします。

項目	数 値	備 考
入所者数 (A)	67 人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
目標年度の入所者数 (B)	67 人	平成 26 年度末時点の利用人数
【目標値】削減見込 (A-B)	0 人	差引減少見込み数
	0 %	
【目標値】地域生活移行者数	7 人	施設入所から GH・CH 等へ移行した者の数

2. 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とする。

【古賀市の考え方】

平成 17 年度の一般就労者数が 0 人であるため、近年の実績から目標となる数値を設定します。就業・生活支援センター、相談支援事業所との連携を深めていくことで、期待値として 4 名を設定

項目	数 値	備 考
平成 17 年度の一般就労移行者数	0 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 26 年度の一般就労移行者数	4 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	一倍	

3. 就労移行支援事業の利用者数

【国の基本指針】

就労移行支援事業の利用者数は福祉施設利用者数の2割以上とする。

【古賀市の考え方】

特別支援学校の卒業生等、毎年新規の利用者を見込むが、就労移行支援事業が有期のサービスであること、一般就労へ繋がることを期待して利用者数を設定。

項目	数 値	備 考
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	231 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】平成 26 年度末の就労移行支援事業の利用者数	31 人	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	13 %	

4 就労継続支援（A 型）事業利用者の割合

【国の基本指針】

就労継続支援事業のうち、A 型事業利用者の割合を3割とする。

【古賀市の考え方】

障がい者の就労については、引き続き促進していきます。その中で、A 型事業所の対象者となる方についても、一般就労に結びつけられるように努力していきます。そのため、本市においては国の基本指針より低い目標数値としています。

項目	数 値	備 考
平成 26 年度末の就労継続支援（A 型）事業の利用者（A）	13 人	平成 26 年度末時点の利用人数
平成 26 年度末の就労継続支援（B 型）事業の利用者（B）	77 人	平成 26 年度末時点の利用人数
平成 26 年度末の就労継続支援（A 型+B 型）事業の利用者（C）	90 人	平成 26 年度末において就労継続支援事業（A 型+B 型）の利用人数
【目標値】平成 26 年度末の就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合（A） / （C）	14%	平成 26 年度末において就労継続支援（A 型 + B 型）事業を利用する者のうち、就労継続支援（A 型）事業を利用する者の割合

※障害福祉サービスの概要（参考）

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、自宅における介護、外出時の移動支援を行います。
同行援護	視覚障害によって移動に困難がある人の外出支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により常に介護が必要とする人が行動する際に、危険を回避するために必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設において入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に生産活動、職場体験等の活動機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護を行います。
共同生活介護	共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する場合に、ケアマネジメント、モニタリングにより、サービスの調整を行い、サービス利用計画を作成する支援を行います。
地域移行支援	施設入所や精神科病院に入院している障がい者に対し、退院、退所後に地域で生活できるよう相談等の支援を行うサービスです。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所、退院し地域で生活している障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、相談等の支援を行います。
相談支援事業	障がい児(者)及び家族等に対し、相談に応じながら情報提供、その他福祉サービスの利用相談支援等を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者の派遣を行います。
日常生活用具給付事業	在宅の障がい者に対して、日常生活用具を給付します。
移動支援事業	外出に困難がある障がい者及び障がい児について外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会交流促進など障がい者の地域活動の支援を行います。
日中一時支援事業	障がい者及び障がい児を一時的に預かり、家族の負担軽減を行います。

5、取組みの体制

古賀市では、「障害者福祉プラン・こが」の基本方針に沿って障がい者施策を推進していきます。

障がい者施策を円滑に推進するため、障害者地域支援ネットワーク協議会（自立支援協議会）を設置し、困難事例への対応方法などの協議、障害福祉サービス事業所等の関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議等を行っています。

障害福祉サービスの見込量を確保していくために、障害福祉サービス事業所等の関係機関と十分に連携し、必要に応じ情報提供や協議を行い、サービスの質の向上に努めていきます。

障害者地域支援ネットワーク協議会を中心に関係機関等との連携を一層強化していくことで、障がいがあっても、地域で生きがいを持って暮らせるよう、安全で安心して生活できる環境を築いていきます。

